

イギリス初期工場立法と児童教育

依光正哲

I

イギリス産業革命期の木綿工場における「教区徒弟」の様相は、樂觀的立場の巨匠、T・S・アシュトンにとっても、「気のめいるような種類のもの」であった。

児童労働は、ダンロップが述べている如く、決して産業革命と共に始まったわけではない。産業革命以前においても、児童は長時間労働を行ってきたし、入職年齢も低く、しかも安価な労働力として利用されていた。だが、産業革命期の児童労働はそれ以前の児童労働とは別の側面をもっていた。まず第一に、労働児童は、親方の補助労働者から独立した賃労働者へと変化した。第二に、親方と同一の社会的地位にいた労働児童が、雇用主と労働者という金銭的關係で結ばれ、社会的地位を異にするに至った。第三に、以前の労働児童は「向上し、保護された」ものであったが、産業革命期には単なるチープ・レーバーの担い手として扱われた。従って、産業革命期の児童労働問題、とりわけ「教区徒弟」をめぐる問題は、深刻な社会問題となつて

ゆくのである。

初期の綿工場は、動力を水力に求め、資本調達や製品市場に制約されて、山間部に立地することになった。また、当時の小生産者たちは工場労働に対して強い嫌悪の情を抱いていたために、工場労働力の確保が工場主にとって急務となっていた。

他方、エリザベス救貧法の下で、教区徒弟制度がはじまった。この制度は貧民児童を徒弟とすることによって、将来自立できるようにすると同時に救貧税の負担を軽減せんとした。時代が下るにつれて、後者の視点が強くなり、教区当局は教区徒弟をなるべく遠くの他教区へ追いやることに専念するようになった。

このような事情を背景として、教区徒弟が綿工場に登場することになった。従って、教区徒弟を中心とした綿工場における労働関係はきわめて劣悪なものとなった。入職年齢の低さ、過長労働時間、低賃金、作業環境の悪さ、などを特徴とする「原生的労働関係」は、一七八四年と一七九五年に発生した綿工場における熱病の流行に象徴的にあらわれ、教区徒弟の悲惨な状態は有識者の注目するところとなり、さまざまな教区徒弟保護策が講じられるようになった。そして、一八〇二年に、R・ピール(Robert Peel)によって「徒弟の健康・道徳の保護法」が議会に提出され、制定法となった。

(1) 岡田与好「産業革命論の変遷」高橋幸八郎編『産業革命の研究』、岩波書店、一九六五年、六頁。

(2) T. S. Ashton, *The Industrial Revolution 1780—1830*, Oxford, 1948, p. 113.

- (3) O. J. Dunlop, *English Apprenticeship and Child Labour*, London, 1912, p. 27.
- (4) *Ibid.*, pp. 98—99.
- (5) *Ibid.*, p. 266.
- (6) *Ibid.*, p. 301.
- (7) *Ibid.*, pp. 179—182; マントワース・レオン著の「ハ・ナガオキ訳『フランスの技術教育の歴史』、白水社、一九六八年、二六—二七頁。
- (8) P. Mantoux, *The Industrial Revolution in the Eighteenth Century*, London, 1961, p. 247.
- (9) 井上巖「産業革命期におけるイギリス綿業の構造変革」『土地制度史学』、第一九号、一九六三年、二四—二五頁。
- (10) A. Redford, *Labour Migration in England 1800—1850*, 2nd edn, Manchester U. P., 1964, p. 22; Alfred, *The History of Factory Movement*, London, 1857, Vol. 1, p. 16.
- (11) S. Pollard, *The Genesis of Modern Management*, London, 1965, pp. 162—163.
- (12) 一六〇一年の救貧法(43 Eliz. c. 2)では、各教区の教区委員と貧民監督官は、治安判事の同意を得て、両親が扶養しえないとみられるすべての児童を、男は二四歳まで、女は二一歳まで、徒弟に出すことを合法とした。
- (13) 詳しくは、O. J. Dunlop, *op. cit.*, pp. 248—258; 小

- 山路男『イギリス救貧法史論』、日本評論新社、一九六二年、二〇二—二〇七頁、参照。
- (14) Alfred, *op. cit.*, p. 17; 戸塚秀夫『イギリス工場法成立史論』、未来社、一九六六年、一一五—一二〇頁。
- (15) 大河内一男『社会政策(総論)』、有斐閣、一九六三年、一四二—一七八頁。
- (16) 一七八四年、マンチェスターの治安判事は、パーシヴァル(Percival)博士を中心とした綿工場の熱病調査の結果を重視し、一〇時間以上の労働および夜業を行なっている綿工場での教区徒弟の雇用契約を認めない、と決議した。さらに、一七九五年には、有名な「マンチェスター衛生委員会」が結成され、工場内の作業環境の改善、労働時間の制限、教育などのために、議会の助力の必要性を訴えた。
- (B. L. Hutchins and A. Harrison, *A History of Factory Legislation*, 3rd edn, London, 1926, pp. 8—11.)
- なお、一七九三年に、徒弟の虐待に対処し罰金を科する制定法が通過した。(33 Geo. 3. c. 55.)
- (17) An act for the preservation of the health and morals of apprentices and others, employed in cotton and other mills, and cotton other factories. (42 Geo. 3. c. 73) (以下において本法を一八〇二年法とよぶ)

II

一八〇二年法は、「木綿・毛織物工場で働く徒弟およびその

他の者の健康と道徳を保護」するために、一七カ条の条項より成るが、これらの諸条項は、(一)作業環境の整備、(二)徒弟の労働保護と教育、(三)実施規定、の三つの部分に大別される。そして、一八〇二年法の立法意図、立法過程、実施状況などを全体として評価する際に、われわれは、(一)救貧法延長説、(二)工場法説、(三)救貧法・工場法の二性格抱合説、の三つの見解に出会う、

救貧法延長説の根拠は、一八〇二年法の規制対象が教区徒弟に限定されていたこと、実施・監督が治安判事に委ねられていたこと、同法の成立過程で、ほとんど反対がなかったことは、同法が当時の救貧法系列に属する貧民児童の保護の精神のあらわれである、などの諸点である。

工場法説は、一八〇二年法の成立過程における慈恵主義的要因、博愛主義的努力、クリスティアニティの強調などを無視するものではないが、何よりも法案提出者R・ピールが大工場主であることと彼の発言に注目し、同法が工場主の利害に密着した工場立法の性格を有する、と主張する。

救貧法・工場法の二性格抱合説は、当時の政権担当者たる地主勢力には、新しく登場した社会問題・労働問題を従来の救貧法の修正・延長によって解決を企てることしかできず、一八〇二年法もこの制約から免れることができなかったこと、しかも、保護対象の教区徒弟が工場児童労働者であるがゆえに、同法は工場法の端緒・起源たる本質をもつこと、を主張する。

以上の諸見解に共通する論点は、法案の成立過程において労働者の側からの働きかけは存在しなかったこと、立法府たる議

会は地主勢力が圧倒的に強かったこと、などである。

われわれは以上のような諸見解を念頭におきつつ、一八〇二年法の「教育条項」をとりあげ、同法の性格をいわば限定された視角から追求してみたい。

(1) B. L. Hutchins and A. Harrison, *op. cit.*; 片岡昇『英国労働法理論史』、有斐閣、一九五六年。

(2) 石畑良太郎「イギリス一八〇二年工場法における立法者意識の問題点」『一橋論叢』、第四四巻、第六号、昭和三年一月。戸塚秀夫、前掲書。

(3) 佐野稔「イギリス初期工場法の一考察」『東北大学研究年報・経済学』、第二五号、一九五二年。

(4) 徒弟以外の労働者に関係する規制は、換気窓の設置と年二回の工場内の掃除を規定した、第二条のみである。

(5) 第九条によって、治安判事は二人の巡視者(一名は治安判事、他の一名は僧侶)を任命し、巡視者は同法実施のためいつでも工場内に立入り監督する権限が与えられ、同時に治安判事に報告する義務が課せられた。

(6) B. L. Hutchins and A. Harrison, *op. cit.*, p. 16; 片岡昇、前掲書、三七二―四頁。

(7) 一八〇二年法は「先進的工場経営者の開明的利己心に集約されて、はじめて成立をみた。」(石畑良太郎、前掲論文、一二四頁)

(8) 佐野稔、前掲論文、九六一―〇二頁。

III

一八〇二年法の提案者ピールは下院の第三読会で、「わたしがこの法案を提出した最大かつ最初の目的は、児童の宗教・道徳教育を促進することにあります」「この法案は弊害を除去して多くの現実的利益を生ずるでしょう」とのべている。一八〇二年法は、教区徒弟がその徒弟期間中の最初の四年間、毎日労働時間のなかで読み・書き・算術を教育さるべきこと(第六條)、徒弟は毎月一回教会に出席し、一四歳から一八歳までの間に堅信礼および聖礼典のために準備すること(第八條)を規定している。この教育条項はいかなる背景のもとに成立し、どのような「利益」を追求しようとしたのであろうか。このことを、当時の児童教育現実に照して論述してみよう。

「社会秩序なる鞏固な中世的觀念」が最も根づよく存続したのは教育の分野である。二〇世紀の初頭に至るまで、イギリスの教育は複線型をなし、民衆の初等教育機関と特権的中等高等教育機関との間には越え難い溝が存在していたのである。以下で扱う教育は前者、即ち民衆の初等教育である。

一七・八世紀を通じて、民衆教育不用論ないし民衆教育抑制論が圧倒的に強かった。この理論の根柢はいわゆる「貧困の効用」であった。しかし、このことは民衆の教育が行なわれていないことを意味しない。中世以来の徒弟制度の下で生産技術教育が行なわれていたし、さまざまな種類の民衆児童教育機関によって、民衆児童の教育が行なわれていたのである。産業革命

以前に起源をもつ民衆児童教育機関には、おかみさん学校(dame school)・私営普通学校(common day school)・慈善学校(charity school)・労働学校(school of industry)などがあった。

私営普通学校は起源をエリザベス時代にもち、おかみさん学校のそれは一四世紀に遡るといわれているが、それらはいずれも、少額の授業料を徴集して生活の足しにしようとする私人の経営する、読み書きの基本を教える教育機関であった。だが、教師の質や学校設備が極めて劣悪で、これらの学校は、両親が働いている間子どもを軟禁しておく安全な場所、いわば学校兼託児所と考えられていたのである。従って、これらの学校では、読み方が主となり、良質の学校でもせいぜい書き方を教える程度であった。しかし、自然発生的に設立され、何ら公的機関の援助もなく、これらの学校が産業革命期にも存続したことは、一八〇二年法の教育条項を考える場合、決して無視しえない事実である。

一七世紀末より一八世紀にかけての貧民問題は、救貧税の累増と社会の安寧に対する脅威として、解決を迫られていた。この問題の根源が貧民の怠惰に求められるか、貧民の無知に求められるかによって、問題解決の方策に差異が生ずるのは当然のことである。慈善学校は問題を後者に求め、貧民児童にキリスト教を中心とする教育を施すことにより、彼らを宗教心に厚く、自己の地位の義務を忠実に遂行する従順かつ勤勉な人間に育成することを目的とした。そして、一六九八年に結成さ

れた Society for Promoting Christian Knowledge の指導の下に、慈善学校は急速に普及した。この慈善学校は無月謝の学校で、とくに宗教教育に力を入れ、知育は読み方が主であり（宗教教育の基礎になるから）、さらに作業も課せられた。慈善学校は一八世紀の中葉を境に停滞してゆき、民衆教育の主力は、日曜学校や助教制学校に移っていった。

労働学校は、一六七五年にフアーミン (T. Firmin) が半労働の工場兼学校を設立したことをもってその嚆矢とする。その後には、救貧法改革論が存在するのであるが、労働学校は児童の将来の生活に必要な生産技術の習得及び勤勉な習慣を児童に植えつけることを目的とし、児童が労働に従事しその製品の販売によって児童の賃金と学校の経費を賄う方式を採用した。一七九六年には Society for Bettering the Condition of the Poor が結成され、労働学校の設立に努力が払われたが、労働学校はワークハウスと同一視され評判が悪く、数はあまり多くなかった。また、読み方を短時間で切上げ、大部分の時間は作業に割り当てられた状態にあり、所期の効果はあがらなかった。

さて、慈善学校や労働学校などの設立運動にみられたエネルギーの退潮とまさに対照的に、日曜学校の設立運動が一七八〇年以降急速にひろまっていった。日曜学校の創設者はグロスターのレイクス (R. Raikes) とされている。日曜学校は日曜日に生徒を集めて三Rの基礎を教え宗教教育を施すことによつて、街頭にあふれている貧民児童を救済せんとした。その精神は慈善学校のその延長である。ところで、日曜学校は週日の

労働を妨げずに児童に宗教・道徳教育を施すことができる、という特徴をもっていた。だからこそ、日曜学校は製造業者からも積極的に支持され、各地に設立され、児童だけに限らず一五歳以上の者も出席しえたのである。実際の授業内容は読み方と宗教・道徳教育であったが、一定の効果をあげることができたといわれている。だが、日曜学校は全日制の教育の発展を阻止する効果すらもったことを忘れてはならない。

一八〇〇年を前後して、国教徒ハル (A. Bell) とクローカー ー教徒ランカスター (J. Lancaster) はそれぞれ別個に助教制学校を開設し、民衆児童の全日制教育の発展をいわば「マスプロ」方式の導入によって解決せんとした。そして一八一〇年代にはそれぞれ自派の中央組織をつくり、助教制学校の設立運動を推進していった。両派の宗教教育に関する態度には若干の差異がみられるが、民衆教育に関する基本的な考え方は、慈善学校の精神をうけついでいた。

- (1) Alfred, *op. cit.*, pp. 30—31.
- (2) H. Silver, *The Concept of Popular Education*, London, 1965, p. 20.
- (3) 空本和助、『イギリス教育の伝統と其の近代化』『広島大学・教育学部紀要』、一ノ三、九〇頁。
- (4) 一九〇七年の教育法によつてはじめて「公立基礎学校を初等とし、グラマー・スクールを第二段とする普通教育の階梯化された結合」(成田克矢『イギリス教育政策史研究』、御茶の水書房、一九六六年、二〇二頁。傍点は依光)

が実現された。

- (5) 民衆教育不用論の典型をマンデヴィルにみい出す。
(B. de Mandeville, *The Fable of the Bees*, 3rd edn, London, 1724, Vol. 1, pp. 285—370.)
- (6) E. S. Furniss, *The Position of the Laborer in a system of Nationalism*, New York, 1920, p. 117.
- (7) 徒弟制度は産業が手工的熟練に依存している限り、有効な教育機能を果した。(O. J. Dunlop, *op. cit.*, pp. 274—275)。徒弟規制に関しては、岡田与好『イギリス初期労働立法の歴史的展開』、御茶の水書房、一九六一年、を参照された。
- (8) H. M. Pollard, *Pioneers of Popular Education 1760—1850*, London, 1956, pp. 136—138.
- (9) 尾形利雄『産業革命期におけるイギリス民衆児童教育の研究』、校倉書房、一九六四年、四九—五〇頁。
- (10) H. C. Barnard, *A Short History of English Education*, London, 1947, pp. 3—4.
- (11) M. Sturt, *The Education of the People*, London, 1967, pp. 38—40.
- (12) S. J. Curtis, *History of Education in Great Britain*, 7th edn, London, 1967, p. 196. ほか多くの学校の方が託児所的性格が強かった (Central Society of Education, *Second Publication*, London, 1838, p. 268.)
- (13) *Journal of Statistical Society*, Vol. 1, 1838, pp. 195
- (14) 尾形利雄、前掲書、六九—七二頁。
- (15) E. S. Furniss, *op. cit.*, p. 99.
- (16) M. G. Jones, *The Charity School Movement*, London, 1938, pp. 4—5.
- (17) *Ibid.*, p. 32; S. J. Curtis, *op. cit.*, p. 193.
- (18) M. Sturt, *op. cit.*, p. 6.
- (19) 佐伯正一『民衆教育の発展』、高陵社書店、一九六七年、三三—三八頁。
- (20) S. J. Curtis, *op. cit.*, p. 196.
- (21) 小山路男、前掲書、六九頁以下。
- (22) S. J. Curtis, *op. cit.*, pp. 196—197; H. C. Barnard, *op. cit.*, pp. 8—9.
- (23) M. G. Jones, *op. cit.*, p. 155.
- (24) *Ibid.*, p. 23.
- (25) イギリスにおける最初の日曜学校は、一七三七年にウエズレー (J. Wesley) が設立したものであったが、日曜学校が一つの運動として設立されるようになったのは、ニコラスとその友人の努力に負うところが大きかった。(S. J. Curtis, *op. cit.*, pp. 197—198)
- (26) M. Sturt, *op. cit.*, p. 8; 「日曜学校運動は一八世紀後半を特徴づける博愛精神のふくむかの表われの一つであり、初期の慈善学校運動の復活・連続であった」(M. G. Jones, *op. cit.*, p. 143.)

- (27) H. M. Pollard, *op. cit.*, p. 139; M. Sturt, *op. cit.*, p. 9; 日曜学校は北部や工業都市に急速に普及した。(J. L. and B. Hammond, *The Town Labourer 1760-1832*, 2nd edn, London, 1925, p. 261.)
- (28) *Journal of Statistical Society*, Vol. 1, 1838, p. 203.
- (29) Central Society of Education, *op. cit.*, p. 267.
- (30) M. G. Jones, *op. cit.*, p. 154.
- (31) M. Sturt, *op. cit.*, pp. 19-22.
- (32) H. C. Barnard, *op. cit.*, pp. 67-68.
- (33) 尾形利雄、前掲書、二七五頁。

IV

一八〇二年工場法にいたる民衆児童教育の実態は以上のようなものであった。民衆児童教育推進の主力は宗教団体であり、その主要な意図は治安維持、社会安定を宗教・道徳教育によって達成することであった。そして、工場主たちは、自己の利害に抵触せぬ限りにおいて民衆教育の拡大に寄与していた。このことの端的な表現が労働時間に直接影響のない日曜学校の積極的支持にあらわれている。従って、一八〇二年法の提案者が、教育による効果を察知していたことは事実であろう。だが、生

産能率の向上と児童の教育とを直接的・積極的に結合してはいないように思われる。一八〇二年法は教区徒弟の保護法であり、児童労働一般を規制するものではなかった。そして、教育条項において、読み・書き・算術の教育が規定されているが、この条項が読み方のみを念頭においていることは容易に理解しうるし、この基礎的知育は、宗教教育を行なうための手段であり、前節で示された民衆児童教育と軌を一にすること、労働時間の充分な短縮なしに教育条項を加えていること、などからして、一八〇二年法の教育条項は、先進的な工場主が主導しなければ成立しえない性質のものではない、と考えられる。立法の「動機」に工場主の意図が積極的に入っていたとは理解しえず、むしろ、民衆児童教育運動の高まりを先進的な工場主が利用したのではあるまいか。資本の経済的利益とは無関係な教育意図も工場立法を促進する特殊契機となりうる、⁽¹⁾という主張が、イギリス初期工場立法にもあてはまるのではないか。

(1) 大陽寺順一「プロイセン初期工場法成立史論」井藤半彌博士退官記念論文集『社会政策の基本問題』、千倉書房、一九六〇年、五八一—五八二頁。

(一橋大学大学院博士課程)